

令和3年度 第2回 碧南市地域自立支援協議会 会議録

1 日時

令和3年10月22日（金）午前10時00分から午前11時38分まで

2 場所

へきなん福祉センターあいくる デイルーム

3 出席者

(1) 委員 18名

碧南市社会福祉協議会 山田 正教（委員長）

碧南市手をつなぐ育成会 牧野 昭彦（職務代理）

日本福祉大学教授 青木 聖久

碧南市身体障害者福祉協会 鈴木 たか子

碧南市民生委員児童委員協議会 三田 恒夫

NPO法人ハートフルあおみ（あおみJセンター所長）水野 啓章

刈谷公共職業安定所碧南出張所 長坂 雅也

愛知県立安城特別支援学校 安藤 嘉朗

愛知県立ひいらぎ特別支援学校 鋤田 素羽（代理：畑中 悦子）

親子の会「カラフル」 鈴木 由記

身体に障害のある子の親子の会「すまいる」 永井 美幸

ほっとまんまピアサポーター 杉浦 有美

スギ製菓株式会社 杉浦 信秀

西三河南部西障害者就業・生活支援センターくるくる 加藤 正昭

ふれあい工房アルゴ及びWHJ相談支援センターメビア 雲出 佑

就労センターオアシス碧南 中根 祐子

ふれあい支援センター 竹内 涼

りはくる 小幡 一美

(2) アドバイザー等

西三河南部西圏域アドバイザー 大南 友幸

碧南高浜聴力障害者協議会（手話言語条例関連オブザーバー） 中村 貴恵

及び手話通訳者2名

(3) 事務局

福祉こども部長 杉浦 秀司

福祉課長 杉浦 浩二

福祉課社会福祉係長 河原 睦

福祉課社会福祉係主事 榊原 陵子

福祉課社会福祉係主事 澤田 直也

福祉課社会福祉係主事 板倉 尚宏

福祉課社会福祉係主事 亀島 瑞生

(4) 基幹相談支援センター（碧南市社会福祉協議会）

地域福祉課長 村松 幸雄

地域福祉課地域福祉係主査 古川 裕隆

地域福祉課地域福祉係主査 小島 誠司

地域福祉課地域福祉係主事 坪井 優佳

地域福祉課地域福祉係主事 天野 好美

地域福祉課地域福祉係主事 久村 明弘

4 傍聴者

0人

5 議題

(1) 各作業部会の取組状況について

(2) 手話言語条例の制定について

(3) その他

6 議事の要旨

(1) あいさつ（山田会長）

(2) 議題

ア 各作業部会の取組状況について

事務局が会議資料に基づき説明し、その後審議した。

<主な意見・質疑>

A委員：こども部会について、ここ2年程、医療的ケア児者等課題別の検討会が数回開催されたのみで、部会全体として等の中でのものは開催がされていない。昨年度は障害児の家族会等もなかなか行事が行えず、顔を見て話をする機会が減ったことで、本当は困っていることがある人でも話し出すきっかけが失われ、声を上げられず埋もれてしまう人が増えているように感じる。このような地域の現状の共有やそれに対する連携のため、是非、関係者が集まり話し合う場を開催して欲しい。

事務局：ご意見を受けとめ、開催について検討して参ります。

B委員：事業所部会において、現場の声等を踏まえた研修の実施を進められているとのことであったが、実際にはどのような研修を開催しているか。

事業所部会部会長：現場の声を踏まえた上での研修開催はまだしておらず、実際には、現場の声を吸い上げて研修を開催していくという方針を定めたので、それに基づき、今後取り組んでいきたいと考えている。なお、現時点で出ている意見としては、強度行動障害に対応するための研修や、チームビルディングに関する研修、専門的な技術習得のためのものを実施する前に支援対応の土台となる基礎的な内容を補強する研修等が、挙げられている。また、スケジュール調整が容易となるよう、年間の研修実施計画を立てる等、少しでも多くの方が参加できるよう取り組んでいきたいと考えている。

圏域アドバイザー：研修の実施については、碧南市だけではなく他市でも苦慮している。昨今はいろいろな研修の形式が出てきていることもあるため、他市等と連携し、市域を超えた研修の実施等も検討してみても良いかと思うので、是非検討してみてほしい。また圏域アドバイザーとして他市とつなげていきたいと思う。

C 委員：喀痰吸引等研修アンケート集計結果において、「支援対象者がいない（知らない）ため、必要性を感じていない」との回答をされた事業所もいるとのことだが、多くの医療的ケア児においては、喀痰吸引等の医療ケアを家族が大変な思いをしながら行っており、家庭の外に対して実情を発信できないという現状がある。事実、現状としては、医療や福祉に関する社会資源を考えると、医療的ケア児の生活は碧南市内では成り立たない。また、先日、新聞の折り込みチラシに、来年度の春から市内の医療機関を運営する法人が障害児通所支援事業所を開設する旨の案内があり、医療的なケアについても期待したいが、法人からは検討中である旨の回答であった。新たな事業の実施に当たっては法人として、いろいろと不透明で様々な課題があると思う。医療的ケア児の実情を具体的に知ってもらい、事業実施に向けた検討が進むよう、多方面からサポートしてもらいたいと思う。

D 委員：地域における福祉の担い手は、その立場ごとに向き不向きがあると思うが、医療機関を運営している法人であれば、地域住民としては他の法人等が実施するよりも、医療的ケアを必要とする方を安心して任せられるという気持ちになると思う。法人として現在検討中ということであれば、おそらく何か事業実施に向けて差し障る課題があると思われるため、その課題を把握して、地域の福祉の充実に向けて、一緒に考えていけると

良いと思う。

イ 手話言語条例の制定について

事務局が会議資料に基づき説明し、その後審議した。

<オブザーバー意見>

碧南高浜聴力障害者協議会副会長を務めております中村と申します。

本日はこのような場を設けていただき、ろう者に対して手話言語条例に関わることで、その想いを話せる場所を提供していただき感謝しております。

まず、条例の前文についてですが、「手話は言語である」とあります。手話は大切な言語として受け継がれてきました。

実際、「手話を使う」ということに対して、一時期は、使ってはいけない、と言われる時代もありました。なぜかという、学校を卒業したあと、社会に参加すると、聞こえる人たちの社会の中では手話を使っても通じない、手話を覚えても意味がない、ということとなるため、音声練習、口話法の訓練をしてきました。実際は、ろう学校を卒業したあと社会に入ると、自分が練習してきた口話法でも通じないという体験もありました。そして、聞こえる人と一緒に生活をするということがすごく大変で、ひきこもってしまう方や、仲間もおらず孤立してしまう聴覚障害者もたくさんいます。

今回、もし条例が認められましたら、例えばこの場にも手話通訳者がいらっしゃると思いますが、このような会議の場等でも、聞こえる人たちと一緒に、同じように情報を獲得することもできるようになると思います。そのようになっていくことは、とても大事なことだと思っています。

なぜ、手話言語条例が必要かと言いますと、2つ目的があります。

大事なものはなにかと言うと、「手話は言語である」ということです。そしてもう一つは手話は言語であると認めてもらうことで、ろう者の人権も守ることが出来る、ということです。例えば、以前ろう学校に通っていた高齢のろう者の方々の中には、声による口話法も十分に出来ず、文章の読み書きの能力も弱いため、社会に対して孤立した状態で暮らしていらっしゃる方もいます。そのような方は、周囲の方からはしゃべりもしない人として、理解してもらえません。ろう者であるがために、手話は言語であるということが認められていないと、本来であれば豊かな生活を送ることが出来るものの、手話に対する理解がないということで、いろいろと虐げられているという方もいらっしゃいます。

そしてもう一つとして、こどもに対してですが、聞こえる親から聞こえないこどもが生まれる確率がすごく高いです。そうすると親が手話を知らないため、こども

に対してどのように接していけば良いのかが分からず、こどもも手話がなかなか上達せず、コミュニケーションが上手く取れないため、教育が満足に進まないということがあります。

このような様々な課題が散在しており、その課題に対して色々と運動をしていくためには、条例が必要と感じています。今回、碧南高浜聴力障害者協議会より、そのような多くの方の想いを込めて話をさせていただきました。お聞きいただき、ありがとうございました。

<主な意見・質疑>

E委員：条例制定については、非常に良い取り組みであり、大事なこと、必要なことであると思う。特に市民の方に深く理解をしてもらうことが重要であると思うが、資料には今後のスケジュールとしては、パブリックコメントがあるが、パブリックコメントは見ようという意思のある人にしか見られることはなく、市民に対する理解促進としては弱いと思うが、この点について、何か検討している方針等はあるか。

事務局：パブリックコメントは条例の形づくりに市民の声を反映させるために意見を求めることを目的として行う予定であり、条例制定後に一般の方へ広く周知することを考えている。市のホームページや広報へきなんへの掲載、パンフレットを作成し配付する等を検討しており、まずは条例が制定されたことを市民の方々に知っていただき、また、その後も継続的に周知啓発に努めていきたいと考えている。

委員長：市の事業における具体的な取り組み方針等はあるか。

事務局：パンフレットの配布等については事業者等に向けた普及啓発等を検討しており、その他、手話通訳者派遣事業の推進等既存事業の普及等にも努めていきたいと考えている。

(3) その他

事務局が会議資料に基づき、次回会議予定等を説明した。その他特になし。

7 まとめ

(1) 圏域アドバイザーまとめ（西三河南部西圏域アドバイザー 大南友幸氏）

今回事業所部会の取り組み報告の中で、地域生活支援拠点の機能評価について、碧南市では機能評価の取り組みをしているとのことであったが、愛知県内では、評価項目を定め評価を実施している自治体は少ない。また、多くの自治体で、地域生活支援拠点を昨年度中に整備され、今年度から運用が開始されているものの、実際の対応件数が少なく、拠点機能はあまり実働がないという現状もある。圏域アドバイザーとし

て、他の自治体の地域生活支援拠点の検討会等にも参加しているので、このような各自治体の現状を把握して、共有していきたいと考えている。

また、医療的ケア児支援についてだが、医療的ケア児に対するコーディネーターを各自治体とも配置されているところであるが、まだまだあまり効果的に機能できていないことが多い。コーディネーターが医療的ケア児とそのご家族、医療や福祉の関係者等と上手く橋渡しすることができるようにすることも、圏域における課題として検討して行けると良いと思っている。

(2) 学識経験者（日本福祉大学 青木聖久 教授）

本日も活発な議論がなされており、大変良いことかと思いました。その中でも4点お伝えしたいことがあります。

1点目は研修について。ご存じだとは思いますが研修とは大きく2通りあり、OJTと言われる普段の実践の中で学んでいくというものと、Off-JTと言われる普段とは違う場所に赴いて学ぶものがあり、一般的にはこちらを研修と呼ばれることが多いと思うが、その上でも本日は主体的かつ計画的に研修を実施していくために、事業者の方々が学びたいことについて開催していくという話があった。研修の開催について検討する上では、なぜ研修をやると意味があるのかということを考えることが重要がある。研修には2つの効果があるとされており、1つ目は、島で例えると海面から上の目に見える部分のように顕在化したニーズと、海面下にある目に見えない潜在化されたニーズとがある中で、研修で学ぶことで潜在化されたニーズについても気付くことが出来るようになる効果がある。2つ目は、研修の場に居ると、話をされている方の力強い言葉を受けて、具体的なものではないが、力がもらえるという効果がある。昨今のコロナ禍におけるリモート環境での研修では、2つ目の効果は限られてしまうこともあるが、このような2つの効果が如何に得られるか、ということ踏まえて研修が開催されていけると良いと思う。

2点目はアクセシビリティについて。簡単に言うと、繋がりを持てていないから理解が至らない、不安なので第1歩目が踏み出せない、といったようなことだが、本日の報告の中でも就労支援や防災に関することがまさしくこのような状況があり、例えば就労の分野では、去年は少し低調であったものの、今まで障害者の新規相談は右肩上がりで件数が増加して来ており、防災の分野では、如何に災害時を想定して備えることが出来るかということが大事である。このように、障害者を雇用した時や災害時について、具体的にイメージが出来て、納得することができれば対応していくことも出来るが、そこに至るまでの第1歩目を踏み出すことがなかなか難しい。そこで具体的なイメージを持てるようになるためのものを、如何に提供するかが重要だと思う。

3点目は保護者支援と「知る」ということについて。本日の医療的ケア児者検討会に関する喀痰吸引等研修に関する議事の中で、すごく良い意見があったが、というのは、もちろんこの研修を多くの方が受講するのはとても良いことだと思うが、仮に受講が進まなかったとしても、このような研修があるということや、実は今までこの役割を保護者の方々が担うことで、医療的ケアを必要とする方々が守られているということを、社会に周知することも大切なことだと思う。色々な人が知るということが大事で、保護者の方々がそのような境遇にあるのであれば、自分は直接的な支援は出来ないが、それを取り巻く環境が少しでも良くなるように配慮しよう、といったような他人事で終わらない関わり方が増えていくことがとても大事なことであると思う。そして、家族懇談会という点で言えば、吐露できる場があるということが大事である。いき苦しく感じている方々に対しては、言いつ放し聞きつ放しということが一番大事だと言われており、判断や審議は必要ではなく、想いを吐露できるという場が地域に作られていくと良いと思う。その上で、どのように現状改善のために情報共有を図っていくのかというと、本日の地域自立支援協議会のような場や障害者計画を策定する際等において関係機関等と情報を共有するようなフォーマルな経路もあるが、インフォーマルな経路として、例えば言いつ放し聞きつ放しで良い家族会の参加者の中にも自身が医療や福祉の専門家として働いている人や、身近に専門家がいる人もおり、このような繋がりの中で情報が伝わっていくといったことも大切だと思う。

4点目としては、個別から全体へ、全体から個別へ、といったことについて。

1つは居場所の一員となるという点で、ころころのような居場所や、ボランティアグループが地域でサロンを作り参加を呼び掛けるといった取り組み、就労支援系の事業所が運営する喫茶店等は、とても有意義な取り組みである。その場に見学するために行くのでは敷居が高く感じてしまいがちだが、その場に参加するために行くのであれば負担なく行きやすい、ということがある。このような居場所がもっと地域が増えていくと良いと思う。また本日の議題で手話言語条例について報告があったがこれもとても重要で、手話は文化である、ということを知ろう者の方からお聞きしたことがある。本日の会議でもマイクを通して発言し、委員の方々も耳で聞いており、当たり前で耳でコミュニケーションを取っているが、ろう者の方は目でコミュニケーションを取っている。なので、これは一つの文化であり、手話は音声言語の代替手段ではないということである。代替とは何かというと、話せる人に寄せていくために手段を講じるということだが、そうではなく手話を言語とする文化を私たちが知るということがとても大事であると思う。手話言語条例が制定されるということを通して、実は発達障害を持つ方の生きづらさや、医療的ケアを必要としている当事者や家族の方が抱え

ていらっしゃる想い等、色んなことを知ることの大切さへと広がっていくことにも意味があると思う。

以上